# 3 回答集

# 1-1 賃貸アパートの原状回復

# ■ 確認問題

 $(1) \times$ 

### 【解説】

賃借人が賃借物件を使用するのは賃料という対価を払って使用しているのですから、 通常の使用によって劣化していくことは当然の前提になっています。従って、不注意で つけてしまった傷や、管理が悪かったためにカビだらけにしてしまったような場合でな ければ、そのまま現状で明渡しすれば問題ありません。

# (2) $\bigcirc$

### 【解説】

敷金は、賃貸借契約が終了し、物件の明渡しまでに生じる賃貸人の債権を担保するためのものですから、賃借人に何の問題もなければ当然に返してもらえるものです。

これに対して礼金とは、賃貸借契約を締結する際の、賃借人から賃貸人への対価として考えられていますから、名目が礼金の場合には賃貸借契約が終了し、物件を明渡しても返還されません。

### $(3) \times$

#### 【解説】

敷金は、あくまで賃貸人が賃借人に対する賃貸借契約上、発生する債権を担保するためのものです。賃貸人から賃料未納分を相殺することはできますが、賃借人の側から、 賃料に充当するよう請求することはできません。

仮に賃貸人が未払賃料を敷金から充当すれば、敷金が入っていないことになり、いずれにしても賃借人はその分を補填しなければならないのですから、きちんと賃料を支払 わなければいけません。

賃借人が敷金について返還を請求できるのは明渡し後です。

#### (4)

### 【解説】

入居期間中に発生した傷については、通常使用によるものではなく、賃借人がわざとや不注意で傷つけてしまった場合、あるいは管理が悪くて発生した傷については責任を負います。賃借人に落ち度があったことの立証責任は賃貸人にありますが、壁の損傷ですから、賃借人に落ち度がなかったとは言い切れません。カビなどの汚れのように、発生原因が判明しづらいものでもないため、原則、賃借人の責任は免れないでしょう。

但し、修繕に掛かる費用全額を負担するかどうかは別問題であり、適正な範囲に限定されます。

# ■ 発展問題

#### (1)【解説】

退去する際に、借りていた部屋に傷があり、その部分を確認した上でサインした場合は、基本的にはその確認内容に基づき、原状回復の対象となる傷の部分が確定します。 もっとも、それが入居時からあったものかどうかは、最初の確認書と見比べなければ、 入居後から明渡し時までに発生した傷かどうかは確定しません。

サインしたのはあくまで上記傷の部分を確認したものであって、サインしたことによって請求額を認めたことにはなりません。請求された内容について過大な請求でないかどうかを精査する必要があります。

また、確認書にはなかった床の汚れの掃除代については、確認事項の対象外であり、確認サインの対象外です。そもそも退去時にあった汚れであったのかどうかも不明です。また、床は基本的に隠れた部分ではなく、容易に目につく箇所であるので、見落とす可能性は低いと考えられます。その床の汚れについて、賃借人自らに心当たりがあるならば別ですが、そうでなければ支払う必要はありません。

いずれにせよ、**退去時の立会いによる確認は、賃貸人、賃借人双方にとって、原状回復費用負担を決める上で重要なもの**ですから、賃貸人側(管理業者)が示す内容に疑問がある場合には安易にサインせず、消費者センターなどに相談するなど、慎重に対応することが必要です。

#### (2)【解説】

賃貸物件の構造的な欠陥によりできる汚れやシミの原状回復費用は、賃貸人の負担と されています(国土交通省ガイドライン)。 本問題における結露によるカビ汚れについては、マンションの構造上結露が生じるということですので、賃貸物件の構造的な欠陥に起因する汚れに該当し、賃借人が原状回復費用を負担することはありません。

もっとも、賃借人が通常の使い方をしていた場合と比べ、汚れが拡大したと評価されるときは、賃借人も相応の責任を負うとされることも考えられますが、基本的にはその差があるのかどうかを立証する責任を負っているのは賃貸人であり、実際にその差を立証することは困難と思われます。

# 1-2 アルバイト先でのトラブル

# ■ 確認問題

### (1) $\times$

### 【解説】

アルバイトであっても労働基準法が適用されます。労働基準法では有給休暇を付与するよう定めており、パートやアルバイトのように労働時間が短い場合は、その勤務する日数が週4日で勤続半年であれば7日、6.5年以上の勤続であれば15日です。

### (2)

### 【解説】

アルバイト中の仕事が原因で病気や怪我をしたという場合、使用者はその補償をすべき義務があり、休業補償もしなければなりません。これは労働基準法の定める災害補償になります。

また、労災保険の適用も考えられます。

## $(3) \times$

#### 【解説】

労働基準法は労働時間を原則として1日8時間以内、1週間に40時間以内に制限しています。また休日も週1回または4週間に4日以上を与えなければならないとされています。

ただし、この法定労働時間の定めには例外があり、職場の労働者の過半数を代表する 労働組合または代表者と使用者とが協定(36協定)を結ぶことで、法定労働時間を超え て労働すること(残業)が可能となります。

## (4)

## 【解説】

労働基準法は、賃金について、一定の期日を定め、日本円で、全額を直接労働者に支払うことを使用者の義務としていますが、労働者の同意を得て銀行口座に振り込むことは認められています。

## (5) $\times$

## 【解説】

使用者には安全配慮義務があり、働きやすい良好な職場環境を維持するよう配慮する職場環境配慮義務もあります。アルバイトの使用者であっても同様なので、ハラスメントを受けた場合、使用者に報告し、是正を求めるとよいでしょう。

# ■ 発展問題

### (1)【解説】

労災保険は通勤途中の事故でも保険の対象としています。しかし、それには原則として就業場所と自宅との合理的な経路による往復でなければなりません。

今回の場合は、アルバイト先から隣町への移動なので、合理的な経路とは言えません。

### (2)【解説】

当初の労働契約とは異なる勤務時間であるため、少なくともBくんの同意がなければ 契約違反ということになります。また、仮にBくんが同意したとしても、労働基準法で は、1分単位で残業申請するように義務付けていますので、超過勤務時間分は、給料を 支払う必要があります。

# 2-1 マルチ商法

# ■ 確認問題

(1)

## 【解説】

本来、将来のことで不確実なことなのに、事業者に「必ず儲かります」といわれると、 消費者はそれが確実だと誤解してしまいます。このような勧誘は消費者契約法で不当な 勧誘方法とされ、誤解していたと気が付いてから1年間は、契約を取り消すことが出来 ます。

### (2) $\times$

#### 【解説】

書面で行うというのは正解ですが、商品を受け取ってから20日間ではなく、原則は法定書面を受け取ってから計算します(再販売のための商品売買の契約の場合は、その商品を最初に受け取った日が、法定書面を受け取った日よりも遅い場合は、その日から計算できます)。書面を受け取った日から数えて、20日間以内に契約解除の通知を出します。20日以内に相手に届いている必要はありません。

### $(3) \times$

### 【解説】

連鎖販売取引では、クーリング・オフに関する規定が法律で定められており、これを契約条項で「できない」としても、その条項は無効です(特商法40条4項)。事業者はクーリング・オフが出来ることを記載した正しい書面を交付しなければならないので、この事例の場合は、正しい書面が交付されていないことになります。これはクーリング・オフが出来る期間を計算する日がまだ到来していないことになるので、書面をもらってから20日以上が経っていても、クーリング・オフをすることが出来ます。

# ■ 発展問題

### 【解説】

連鎖販売取引の勧誘は、商品を販売したり、会員を勧誘することで利益が得られることをセールストークとします。なぜ利益が得られるかを考えると、マージンが高額であることや、商品がよくてたくさん売れることが考えられます。

①は高額商品を買うたくさんの会員を集めることで、短期間に高額なマージンが貰えると勧誘されます。しかし、商品の性質からエンドユーザー(最後に商品を購入するだけの人)がいたり、何度も同じ人が同じ商品を購入するようなものではないので、複数の人を勧誘し続けなければならず、短期間で破たんすることも多く、危険が高いといえます。

②の場合は長く続いており適正な商売であることや、商品がよいからエンドユーザーがいることをアピールして勧誘してくることがあります。しかし、どんなに商品がよくても、周りの人脈を利用して利益を得ようとする仕組みであるため、店舗などで販売しているものと比べて、強引な勧誘や過剰な購入などにより金銭や人間関係のトラブルが発生しやすいという点は変わりません。

連鎖販売取引については、特商法による規制ができてから、何度も法改正が行われ、 規制が厳しくなっています。連鎖販売取引(マルチ)に対する被害相談が一向に減らな いことから規制が厳しくなっているもので、特商法による規制は積極的に「合法」とい うお墨付きを与える趣旨ではありません。問題が多いから規制されていることを「合法」 というのは誤りであり、むしろ特商法の規制に違反した場合には、違法性を帯びるもの だということです。事例のように勧誘員から「合法です」と言われても、この点に注意 をする必要があります。

また、勧誘されたときに注意するべき点は、相手に反論して無理に論破しようとすると返って危険な場合があるということです。マルチ商法では、勧誘の実績が多いため、どのように反論されたらどのように答えるかを定めたマニュアルを備えていることがありますので、反論しても逆に言いくるめられ、後日、無用なトラブルに発展してしまう可能性があります。

# 2-2 出会い系サイト (サクラサイト)

# ■ 確認問題

(1)【解答例】名称 住所 電話番号 取引条件

### 【解説】

有料サイトは特定商取引法の通信販売に該当し、これらの情報を表示する義務があります。このような記載がなかったり、不自然な記載である場合は注意しましょう。また、事例のような詐欺的なサイト業者の場合は、住所はレンタルオフィス、電話番号はプリペイド携帯であったりします。例えもっともらしい記載であっても、同様に注意が必要です。

## (2)【解答例】住所 携帯電話番号 メールアドレス

### 【解説】

インターネットを利用した架空請求の場合、その請求がSMSか、Eメールかなど、どのような方法でなされたのかによって、相手が把握している情報が異なります。 IPアドレスや、Eメールアドレス、携帯電話番号などが知られているケースもありますが、その情報だけでは直ちに個人を特定する住所・氏名にはたどり着けません。しかし、出会い系サイトやアダルトサイトなどの利用は、他の人に相談しにくく、自分で解決しようと直接業者に連絡をして、悪質な業者に個人情報が知られてしまうケースもあります。個人情報が知られてしまうと、それを利用して脅されたり、名簿化されて悪用されてしまいます。ネット上で個人情報を入力するときは十分に注意をし、身に覚えのない請求がきたときは相手に連絡をせず、焦らずに消費者センターなどに相談することが重要です。

# ■ 発展問題

## (1)【解説】

すぐに返事を求めて急がせたり、相手も有料ポイントを支払っているはずなのに、細切れに何度も質問してくることが考えられます。「お金をあげる」、「すぐ付き合いたい」など普通では考えにくい提案をしてくる場合も注意です。関係を密接にするために、同情心などを利用し、悩みを相談したり、困っていると訴えてくる例もあります。仮に、相手がサクラではなかったとしても、出会い系サイトを利用する人の中には、性犯罪目的であったり、金銭目的としている可能性もあり、実際に出会い系サイトを発端にした

被害事件も発生しています。匿名性の高い出会い系サイトにはどのような落とし穴があるか考えてみましょう。

#### (2)【解説】

代表的なものはゲームサイトがあります。ゲームサイトでは、ゲームを有利に進めていくためのアイテムなどが販売されており、有料であっても過剰に課金してしまうことがあります。中には、射幸心を煽ったり、依存性が高くなるようなゲームもあり、最初は軽い気持ちではじめても、ネット依存となって社会生活に影響を及ぼすケースもあり、社会問題の1つとなっています。ゲームの他、占いサイトなど、つい夢中になってしまい、ネット依存を引き起こしてしまうようなものや、アダルトサイトなど、高額料金を請求されるような有料サイトには十分に注意が必要です。

#### (3)【解説】

本章の事例に出てきた医者のように、架空のキャラクターとなってメッセージのやりとりをさせるバイトがあり、高額なバイト代が支払われることもあります。こうしたバイト募集の広告は、一般の情報誌などにも掲載されることもあり、その時給の高さや破格の歩合制に魅力を感じて、興味本位で応募してしまうケースもあります。

架空のキャラクターになりすまし「いかにサイト利用者を信用させて、ポイントを使わせるか」という詐欺的な手法をゲーム感覚で行ってしまい、お小遣い稼ぎの軽い気持ちで始めたのに、気が付くと詐欺の加害者になってしまうことがあります。こうした仕組みを理解してサクラサイトに加担をすると、当然本人も詐欺罪に問われることになります。

また、違法なバイトまがいの勧誘としては、学生の名義を使って銀行に口座を作らせて、その見返りに金銭を渡すというものもあります。その口座は違法な犯罪行為等に使われる可能性が高く、実際に利用されてしまうと、その犯罪にかかわったと疑われることになります。また、名義を貸した人はその銀行に再び口座が作れなくなることもあり、就職先の給料支払いの指定銀行だった場合などに影響することがあるので、絶対に名義を貸したり、自分の作った銀行通帳を渡してはいけません。

# 3-1 語学教室などでのトラブル

## ■ 確認問題

(1)  $\times$ 

### 【解説】

無条件で契約を解除できるのは法定書面を受領してから8日以内であればよく、受講が始まったか否かは関係ありません。受講後であろうと8日以内であればクーリング・オフにより解除はできますが、受講前であろうと8日が過ぎてしまった場合にはクーリング・オフはできません。

#### $(2) \times$

#### 【解説】

クーリング・オフをするにはそもそも理由は全く必要ありません。理由がなくても構わないものであり、業者から「何故?」と聞かれるかもしれませんが、説明する必要もありません。

## (3)

#### 【解説】

但し、請求することはできますが、現実の回収は難しい場合もあります。また、正式 に破産手続が始まると個別の請求はできなくなります。

### (4) $\times$

### 【解説】

クレジットを利用した場合、翌月1回払いでない限り、受講できない分についてはクレジット会社に対してその旨を通知して支払いを拒むことができます。

# ■ 発展問題

### (1)【解説】

これは断り方の問題です。長時間で、さらには親切丁寧に説明してもらった後だと、なかなか断りにくいかもしれませんが、本当に契約したくないと思っているのであれば、端的に「今回は、申し訳ございませんが、お断りさせて頂きます」などと伝えることが重要です。

相手が引き下がってくれることを期待して、直接断ろうとせずに、自分の事情を説明 すると、そこを足がかりに逆に説得してくる場合もあります。

例えば、「高額なので支払えないのですが…」といえば、「ローンがあるから大丈夫ですよ。1月当たり~円、1日当たりでは~円ですよ、これくらいならアルバイトをしながら頑張れば大丈夫ですよ。他のみなさんも同じようにやっていますから」ですとか、「親に相談したいのですが」と言うと、「もう立派な成人ではありませんか。ご自身で必要だと思うかどうかですよ」いう具合です。

長時間にわたって自宅で勧誘され、帰ってほしいと伝えたにも関わらず、帰ってくれず契約してしまった場合、もしくは、事業所で勧誘されて帰りたいと言ったにも関わらず、帰してもらえずに契約してしまった場合には、消費者契約法により取り消すことができます。

また、法定書面を受領してから8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件に 解除ができます。

とはいえ、再考する余地もなく契約したくないのであれば、やはりその場できっぱりと「契約しません」と断ることが大切です。解除や取消ができるといっても、そのための手続きを行わなければなりませんし、事業者側がすんなりと解除、取消を受け入れないかもしれません。事業者との間でトラブルを抱えることになるので、その場で断る勇気も必要です。

## (2)【解説】

まず「ペットアロマ整体師」という資格は国家資格ではありません。その業者が勝手 につけたネーミングでしかなく、どこでも通用する「資格」ではないということです。

また、独立開業といっても簡単なことではなく、独立開業のためにはいくらの資金が必要なのかなど、検討しなければならないことは多々あります。普通は借金(銀行から融資を受けるなど)をしなければ店舗を借りて内装することも困難です。広告の勧誘文言だけで判断してしまうことはとても危険です。「ペットアロマ整体師」なる資格で集客ができるかどうかも疑問であり、一定の収益がなければ、すぐに倒産となります。

さらに、授業の内容ですが、ほとんど指導らしい指導がされておらず、少なくとも本 人としては納得のいく内容ではないことが伺えます。今後、受講を続けてもそれが改善 される見込みは薄く、止めることも検討すべきでしょう。

なお、業者の提供する講座を受講して、その資格を取得すれば仕事を紹介しますという場合には、特商法の業務提供誘引に該当します。その場合には、事業者は、法律で決

められた書面(法定書面、特商法55条2項)を交付しなければならず、消費者はその書面を受け取った日から数えて20日間以内であれば業務提供誘引販売業を行う者に対して、書面により契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます(特商法58条)。

また、実際の受講内容が事前の説明と異なる場合には、事業者が本来、提供しなければならない授業を提供できていないのですから、債務不履行(民法415条)を理由に、きちんと授業を提供するよう要求し、それでも改まらない場合には契約の解除が可能です(民法541条)。これは業務提供誘引の場合に限りません。

# 3-2 自己啓発セミナー

# ■ 確認問題

#### (1) $\times$

### 【解説】

受領した商品は返還する必要があります。商品の一部を使ってしまった場合にはその 分についてはクーリング・オフはできない場合もあります。但し、事業者が商品の一部 を使うようにさせた場合にはクーリング・オフ妨害としてクーリング・オフが可能です。

## $(2) \times$

### 【解説】

消費者契約法が想定しているのは、事業者が自宅から帰ってくれないという状況の下で困惑して契約してしまった場合です。従って、自分から営業所に入っていった場合でも帰りたいと言ったにも拘らず帰してくれない場合には契約を取り消すことが可能です。特定商取引法では、訪問販売という販売態様に着目した規制になっています。従って、自らの意思で営業所に入っていった場合には訪問販売とはいえず、事例の場合には特商法の適用はないので、例えば同法に基づくクーリング・オフなどはできないということになります。

	対象となるもの	自ら営業所に出向いた場合
消費者契約法	事業者と消費者の契 約一般	帰してくれないなどの事情があれば 取消可
特定商取引法 (訪問販売)	訪問販売に該当する 契約	特商法の適用なし 但し、アポイントメントセールスに該 当する場合には適用あり

### (3)

## 【解説】

消費者金融からお金を借りたわけですから、毎月、決められた額を返済する必要があります。

これに対して、クレジットカードで購入した場合には、翌月1回払いでない限り、カード会社に対して、商品が未納であることを理由としてクレジットの支払いを止めることができます。

# ■ 発展問題

## (1)【解説】

まず、必ず儲かるというビジネスはありません。「絶対に儲かるから」という勧誘文句は要注意です。

このようなビジネスはのめり込んでしまう人たちが一定数いることも現実にあり、その親友に悪意があるとまでは言えない場合もあります。本気で儲かると思ってしまっているので、やんわり言っただけでは勧誘は続きます。

親友からの誘いだから断りにくいということがあるかもしれませんが、やりたくない と思ったのであれば、「私は絶対にやらないよ」とはっきりと伝えることです。

### (2)【解説】

信教の自由は、憲法20条1項によって国民に保障された基本的人権の1つです。信仰するだけでなく、その勧誘を行うことも信教の自由として尊重されなければなりませんが、勧誘を拒否する自由ももちろんあります。

問題なのは、人が持つ心の弱さや恐怖心などをことさらに煽ったり、あたかもその人の持つ不安を言い当てたかのようにすることによって、高額な商品を買わせたり、献金をさせることです。

この事例では、見事に不安を言い当てたというのですが、事前に友達に自分の不安に 思っていることを語っており、それがすべて祈祷師に筒抜けになっているだけの可能性 があります。しかし、実際に不安に思っている中で言われると、その祈祷師が本当に見 抜いたかのように錯覚してしまうのです。

高額な商品を売りつけることだけが目的であれば、それは宗教とは名ばかりのもので 悪質商法そのものであると言えます。

一度、購入してしまうと、次から次へと勧誘を受けることになります。購入者自身が 不安に陥ってしまい、依存してしまうこともあります。

このような勧誘は、高額商品を買わなければ救われないと脅迫が伴っている ことに問題があります。

#### (3)【解説】

芸能界に憧れている若者の気持ちにつけ込み、本人の意図しない契約をさせて、意に 反することを無理矢理させられるという被害が多く発生しています。最近、社会問題に なっているアダルトビデオ出演強要もこの類の被害です。

男たちからは解約するには500万が必要と言っていますが、法律上は、芸能人になれる

と欺して営業所に連れ込んだわけですから、キャッチセールスとして訪問販売に該当し、 クーリング・オフによる契約の取り消しが可能と考えられます。

あるいは、帰りたいと意思表示したにも関わらず、帰してもらえずに契約をしたのですから、消費者契約法による取り消しもできます。怖そうな男3人に取り囲まれるような状況での契約ですから、仮に「帰りたい」という言葉を発していなかったとしても、脅迫(民法96条1項)による取り消しも可能です。

何よりも500万円の違約金を払うことを記載した契約は、それは明らかに嫌がることを 強要するための手段のものですから、全体として公序良俗(民法90条)に反する無効な 契約とも考えられます。

このように法律上は、契約として強制される可能性はないと言えますが、こういった 行為をする人たちは、違法であることを承知で行っていることが多く、法律上どうなっ ているかということで論理的に対抗することは難しいでしょう。したがって、このよう な状況に陥った場合には、とにかくその場から逃げることが重要です。

また、すぐに警察などの然るべきところに相談することも必要です。

# 4-1 クレジットカードの仕組み

## ■ 確認問題

- (1) (立替)
- (2) (翌月一括払い) (分割払い) (リボ払い)

# ■ 発展問題

(1)  $\times$ 

### 【解説】

残高36万円なので9,500円ずつ払えば、

36万円÷9,500円≒38回

38回÷12か月=3年2か月

ということにはなりません。

リボ払いを利用すると手数料が発生し、それを追加で毎月支払うことになります。つまり、最初の1月目に支払った9,500円は「元金への支払額(定額)+手数料額」ということになります。手数料の利率が15%だと、36万円の残高に対しての、最初の1月目の手数料は下記のとおりです。

- ① 360,000 (残高) ×0.15 (手数料率) ÷12=4,500円 (手数料) 手数料が4,500円なので、毎月の元金への支払額は5,000円 (定額) と判明します。
- ② 9,500-4,500=5,000円 (元金への支払額) そして1月目の支払いによる翌月の残高は、
- ③ 360,000 (残高) -5,000 (元金への支払額) =355,000 (翌月残高)

となり、355,000円が新たな残高となります。翌月の支払いには、この残高をもとに①と同じ計算式で手数料を算出していき、支払いが終わるまでこれを繰り返していくことになります。

したがって、毎月の残高の減少額は5,000円のみと9,500円より少ないため、3年と2か月で払い終わることはできません。

実際にはリボ払い手数料を15%とすると、36万円を支払い終えるためには、72回で約6年掛かります。ただし、これはあくまでも他にリボ払いを利用していない場合であり、別途リボ払いを利用すると、さらに支払回数や支払額は増加していくことになります。

 $(2) \times$ 

### 【解説】

分割払いであっても、36万円÷12回分割=3万円/月ということにはなりません。分割払いにする場合も、やはり分割払い手数料が別途加算されるので、「3万円+手数料」を毎月支払うことになります。従って、買い物の額を支払回数で割った額よりも月々の支払額は多くなります。

## $(3) \times$

### 【解説】

破産=借金の免除ではありません。支払不能状態であれば裁判所に破産を申し立てれば破産手続が開始されます。この時点で破産者になります。破産者になると区役所や市役所で登録されます。

一方で、戸籍などに載ることはありませんし、選挙権がなくなることもありませんが、 警備員、保険外交員、弁護士など一定の職種につけなくなります。破産手続が開始され ますと、借金を免除して良いかどうかの手続きが行われ、原則として借金は免除されま す(免責と言います。)

しかし、無駄遣いがひどいと裁判官が判断した場合は、破産しても借金が免除されないことがあります。破産法では免責できない事由を列挙しており、無駄遣いはその免責できない事由の1つです。無駄遣いとは、自分の収入に見合わない使い方をすることで、その使い道の例として、①高額商品を次々に買う、②ギャンブル、③飲み食い、④旅行、⑤投資などです。

借金を増やしてしまった原因が無駄遣いだから、直ちに免責が受けることができない ということではありませんが、無駄遣いの程度がどれほどか、反省しているかどうかな ど、色々な事情が考慮されて免責されるかどうかが決まります。

一番大事なことは、返せないような借金をしないように、考えてクレジットカードを 利用することです。

裁判所から免責の決定が出ると、破産者は破産者でなくなります。市役所、区役所からの登録も抹消され、破産することによってつけなかった職種にもつけるようになります。

# 4-2 保険の仕組み

# ■ 確認問題

(1) 保険契約者、被保険者ともB君

### 【解説】

保険契約者は、実際に保険会社と契約をして保険料を支払う人です。被保険者は、保険の対象になっている人です。この場合はB君が自分を対象にして自分に何かあった場合に備えて保険に加入したことになります。

### (2)【解答·解説】

B君の場合、特に受取人を指定していなければ法定相続人になります。指定している場合には、B君の場合には両親か兄弟姉妹など親族関係がある者に限定されていますから、このうちの全員、またはその中の誰か(複数も可能です)ということになります。B君が結婚した場合、受取人が法定相続人ということであれば、妻も該当することになります。それだけでなく、子どもが生まれればその子も相続人になりますし、子がいない段階では、両親が相続人になります。両親がいなければ兄弟姉妹です。

受取人を妻以外の親族に指定していた場合には、別途手続きをしなければ妻は受取人 になりません。

いずれにしても結婚した段階で誰を受取人にするのか、改めて検討し、必要な手続きを行うようにしましょう。

# ■ 発展問題

#### (1)【解説】

独身の若年者の場合、自分が亡くなったときに、生計に困る人はそう多くはないと考えられるため、生命保険に入るメリットが必ずしも大きいとは言えません。医療保険で十分な場合があります。

生命保険は、扶養する家族がいる場合に意味がありますが、結婚するまで待っても良かったと言えます。もちろん、生命保険に加入することによって万が一の場合には、親に財産を残したいというのも1つの考えです。生命保険の保険金額をいくらにしたのか、ということにもよりますが、受取人は誰にしたのか、その人はB君が死んだときにそれだけの額の保険金を必要とするのかを検討しましょう。確認問題(2)【解答・解説】にあるように、B君の場合、保険契約をしていたときは、特に受け取る相手を指定していな

ければ法定相続人になります。指定している場合には、B君の場合には両親か兄弟姉妹など親族関係がある者に限定されていますから、このうちの全員、またはその中の誰か(複数も可能です)ということになります。

受取人は、B君が結婚した場合、法定相続人ということであれば、妻は当然に相続人ですが、それだけでなく子どもが生まれればその子も相続人になりますし、子がいない段階では、両親が相続人になります。両親がいなければ兄弟姉妹です。両親を受取人にしていた場合にはこのままでは妻は受取人になりません。

## (2)【解説】

ガンは若年層での発症の可能性は低く、そのために備える必要があるかどうかです。 B君の場合は既に一般的な生命保険に加入していますから、さらにガン保険に加入する メリットがあるのかを考える必要があります。

ガンになり、高額な医療費が掛かるといっても、お金がないから医療を受けられない わけではありません。高額療養費支給制度があるので、通常の健康保険の対象となる治療であれば、費用負担で問題になるようなことはありません。

もっとも、ガンの場合には、まだ健康保険の適用のない実験的な治療もあるため、それらは健康保険の適用がないので高額になります。こうした治療を念頭においているのがガン保険と考えても良いでしょう。

自身の健康状態などと併せて、多角的に検討しましょう。

#### (3)【解説】

人生の各ステージ、例えば、結婚、子供が生まれたという場合、自分が死んで金銭的 に困るのは誰なのかという観点から考えます。

自分が有職者で、その収入で家族が扶養されている場合が典型です。

専業主婦の場合、生命保険が必要かどうかも同じ観点から考えることになります。

またその収入の額にもよります。収入が少ない中で高額な生命保険を掛けるメリットは大きいとは言えません。あくまでも生命保険は万が一にも死亡してしまったらというためのものですから、死亡したらいくら入るかなどという計算だけで決めるのは必ずしも適当ではありません。

万が一の場合でも、遺族年金など社会保障制度でカバーできるのはどの程度なのかも 重要な視点です。

### (4)【解説】

保険料は、その保険会社の保険金支払予測額や、経費、及び利益などが考慮されて定まります。少なくとも徴収する保険料の総額は、保険金支払予測額より多くなくてはなりません。

一般的に年齢が上がれば病気に対するリスクは高くなるので、その分保険金支払額も 高額になる可能性があります。そのため、より高齢な被保険者の保険料は、保険金支払 い分を賄うために、相対的に高くなります。

一方で、若い年代の被保険者は病気に対するリスクが相対的に低いため、その分保険 料も低くなるということです。

### (5)【解説】

賠償保険は、契約者の賠償金支払リスクに備えるのみならず、他方で契約者の法的、 社会的責任を果たせるようにする機能もあります。つまり、貯金の少ない人が、車で人 をはねて大けがさせて、お金がないので賠償できません、自分で何とかしてください、 というのでは被害者は困ってしまいます。それゆえ、車を持つ(=走らせる)という危 険性をはらんだ行為をする以上は、万が一のときには被害者に最低限の賠償はされるよ うに保険加入が法律で強制されています。被害者保護のための制度です。

ただ、自賠責保険はあくまで最低限のものにすぎません。自賠責だけでは、事故を起こした場合の賠償としては不十分なことが多いです。事故を起こしてしまった場合、自分や被害者のためにも、自賠責だけでなく、任意保険に加入することも選択肢の1として考えた方がいいでしょう。